

長野労働局労働基準部

当

賃金室長 児島 庄吾 担

室長補佐 松本 政春

TEL 0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 5 5 FAX 0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 9 1

長野県最低賃金の改正決定に関する答申 26円(3.27%)引上げ、時間額821円

本日、長野地方最低賃金審議会(会長 岩﨑 徹也 信州大学名誉教授)か ら、長野労働局長(局長 石田 茂雄)に対し、長野県内の事業場で働く全 ての労働者に適用される「長野県最低賃金」を時間額821円とする旨の答 申がありました。答申内容は、別紙のとおりです。

この答申は、平成30年6月25日に長野労働局長からの諮問を受け、長 野県最低賃金専門部会を開催し、最低賃金法の目的、長野県下の経済・雇用 情勢、賃金実態調査結果、生活保護制度、中央最低賃金審議会における地域 別最低賃金額改定の目安(答申)等の資料を基に慎重な審議を重ねてきた結 果なされたものです。

これを受けて、長野労働局では、答申のあった長野県最低賃金について、 改正決定のための手続きを進めていくことにしており、発効は平成30年1 0月1日を予定しています。

長野県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域長野県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 821円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日平成30年10月1日 指定日発効